

## 報告第1号

### 町長専決処分事項の報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月31日

高根沢町長 神林秀治

専決処分第9号 損害賠償の額の決定について